

# ○ 県民の友

49. 11 発行/和歌山県知事公室広報課 和歌山市小松原通1の1 ☎0734(32)4111

調  
和

”黒か白か、物か心か、開発か保護か……”私たちは、あまりにも極端から極端にはしりすぎではないでしょうか。より良い県民生活を築くために、私は、むずかしくても、この間の調和を求めていきたいと考えています。

和歌山県知事 大橋正雄

## 新しい郷土をひらく!!

完成——県で初めての“高速道路”

近畿自動車道和歌山線、愛称、「阪和高速道路」が大阪府の阪南町——海南市間で開通した。  
府県境の山間部、紀の川をまたいでミカン畑を通り抜け、海南市藤白に至る四車線、二十七・三<sup>キロ</sup>。県民待望のハイウェーである。

阪和間の交通がいよいよ便利になり、経済、文化の進展など、各方面にわたってこの道路の果たす役割は大きい。

さらに、海南から湯浅へ、そして阪南町から大阪の南の都心、松原市への接続など南北への延長が実現すれば、京阪神はもとより、全国の高速道路網に直結する“大動脈”となる日もそつ遠くはない。

今回の阪南——海南間の開通は、郷土をひらく“大きな第一歩”だ。この快適なハイウェー完成の陰には、山林、田畠をはじめ、先祖をまつる墓地の移転など、土地所有者や関係各位の深い理解と協力があつたことを忘れてはならない。



豊かな緑は文化の泉  
第七回 県民文化祭  
参加行事

県民文化会館で開かれるもの

●県下高等学校総合芸術祭「音楽発表会」  
十一月十五日（金）十二時

●ポールモーリア・グランドオーケストラ  
十一月二十一日（木）十八時半

●歌舞伎「松竹」  
十一月二十二日（金）十一時半十六時半

●邦楽演奏会  
十一月二十四日（日）十一時半十六時半

●歌舞伎「松竹」  
十一月二十五日（月）十時半

●マジックフェスティバル  
十一月七日（土）十八時

●ペートーウェン・第九交響曲  
演奏会  
十一月十八日（水）十八時半

●東京交響楽団演奏会  
十一月二十四日（日）十四時半

●十三時半 橋本市民会館  
御坊市立体育館  
●アンネの日記  
十一月一日（日）

●十二時半 橋本市民会館  
御坊市立体育館  
●県展  
十一月十四日（土）—十六日  
(月) 九時—十七時

●新宮市民会館  
展覧会など

●写真展「和歌山の産業産物」  
十一月十三日（金）—十六日  
(月) 県立近代美術館  
●高校総合芸術祭「美術書道展」  
十一月十九日（木）—二十三日  
(月) 県立近代美術館  
●近畿警察音楽隊合同演奏会  
十一月十六日（土）十三時半

県立体育馆



# 同和運動を推進しよう!

## 因習と同和問題

### まもろう人権なくそう差別

みなさん、同和問題については認識、理解していながらも、いつかはなくなるだろう、とか、だれかがやるだろう、といった他力的な考え方や、立場をとつていませんか。

今日、部落差別が存在している大きい原因として、私たちの身にしみている長い歴史上の遺制や慣習が奥底に根深く横たわつていつも部落差別を温存する立場をとつてきたことがあげられます。

## 同和問題経過のあらまし

(解放令から新憲法まで)

この間に、とられた行政の措置が今日、部落差別を残している大きい原因なのです。

慶應3年10月 德川幕府(徳川慶喜將軍)が大政奉還する。  
3. 12. 王政復古の大号令。新政府生まれる。  
明治2. 6. 士、農、工、商の身分制を廃止し、華族、士族、卒族(明治5年廃止)平民の新身分制を設ける。(後に、皇族が設けられる)  
3. 9. 四民平等(俸禄廃止、苗字の使用、職業、居住、旅行、結婚の自由等)  
4. 8. 部落解放令(賤称を廃す。身分職業とも平民と同様)  
解放後の生活の保障や、経済向上の措置は無であった。  
5. 2. 戸籍法施行。(王申戸籍と称し、族称、犯罪歴まで詳記された)  
17. 7. 「華族令」制定。公卿、大名以外も華族になれる。(公、侯、伯、子、男の五爵位とする)  
22. 2. 「皇室典範」制定。  
30項から、資本主義社会が新しい歩みを始める(大資本の台頭)ことにより、部落問題が社会に表面化してくる。(部落産業の衰退貧困化)  
政府……融和運動推進  
40 政府による部落調査  
大正元 全国細民部族協議会等部落改善運動を進める。(差別の根本的解決の方向でない)  
7. 米騒動起る。部落に公的救済制度実施。部落改善費5万円(政府予算計上)  
10. (部落改善費21万円に)  
11. 3 全国水平社設立(部落民自身の力による解放をすすめる。経済と職業の自由を求めて運動する)  
全国に運動広がる。

## (第二次世界大戦に突入)

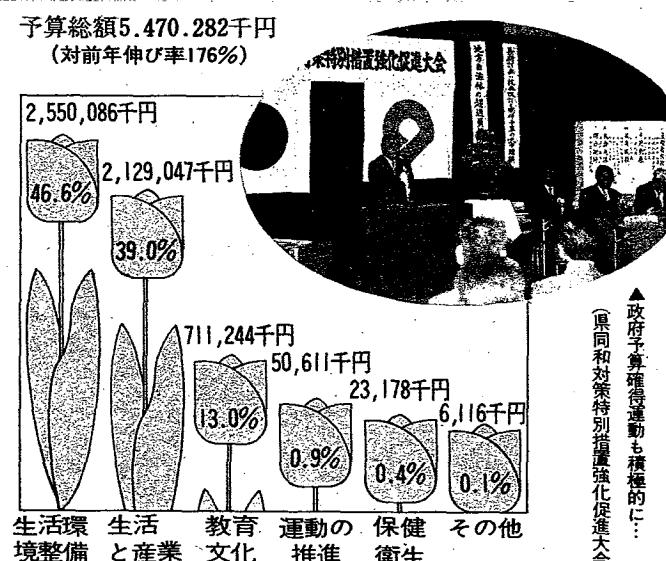
戦争のために解放運動中断

昭和22. 5. (新)憲法制定。(基本的人権の尊重を基調とする民主主義の国家となる。しかし、この大変化を本当に受けとめ、人権尊重の理念が生かされる真の民主的社會の確立には、国民一人一人の社会意識の変革が必要なのである。)

今月8日に有田市の市民会館で「同和委員大会」を開くほか、各市町村で同和研修会などが開催されます。

●今月号は、「同和連載」を休みました。

## 昭和49年度(当初)県同和対策関係予算



予算総額5,470,282千円  
(対前年伸び率176%)

●政府予算確定運動も積極的に実施されています。これらは「死」と「穢」を「清める」ためのものだと思っています。年賀状の代りに出す「喪中につき新年の御挨拶……」の葉書や「ショウジンアンケ」「四十九日のイミ明け」や四十九日を過ぎるまで神社にお参りしないとか、結納や結婚式に大安を選んだり、「おはらい」「鬼門」相性など数えあげればきり

●不合理な差別をなくしましょう。

☆ 昭和三十六年十二月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について、総理大臣が同和対策審議会(政府に設けられた審議会)に意見をききました。(答申)それを同和対策審議会答申(略して「同対審答申」と呼んでいます)。

結果 昭和四十一年八月総理大臣に意見を出しました。(答申)それを同和対策審議会答申(略して「同対審答申」と呼んでいます)。

●本県に住んでおり、私立高等学校に限る)に在学する生徒の学資を負担している方に、生徒一人につき、年額、全日本一千二千円定時制八千円の授業料を補助します。

●くわしくは県総務省事課文教班または、もよりの県事務所総務課へお問い合わせください。

●郵送申込にあります。

## 同和一言メモ

答申には、「同和問題は、人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された個人権にかかる問題である。」

●その早急な解決こそ國の責務であります。

●これを明確にし、政府が答申の

報告を尊重して有効適切な施

策を実施して、同和問題を抜本的

に解決し、あるべきべき差別

が必要となります。

●くわしくは、

森林業課またはもよりの県事務

所林業課へお問い合わせください。

●十一月一日から森林の土地の形質を変更(ゴルフ場、住宅、道路、開拓などの開発をする

こと)する場合は、知事の許可

が許可が必要となります。

●十一月二十四日(木)

●六十戸、三K十五戸

●二七八六四〇(三三三〇)

●二七八六四〇(三三三〇

